SAの非課税投資枠がト

ータルで

「年間120万円×5年=600

つみ

20年間」だ。このため、従来NI SAは「投資した年を含めて最長 5年間」に対して、

つみたてNI

期間が「投資した年を含めて最長

一方で、従来NISAの非課税

資が可能となる同制度は、財産形成を行ううえで有効で 制度内容やアドバイスのポイントをまとめた。 あり、積極的なアドバイスが担当者に期待されている。 の口座開設の申込受付がスター 多くの金融機関では、 10月から「つみたてN-SA」 ・トする。 非課税で積立投

投資信託が投資対象 一定要件を満たした

①つみたてNISAの概要

始まる の口座開設の申込受付が10月から いよいよ「つみたてNISA」 各金融機関・ファンド会社 (買付開始は来年1月か

> のと思われる。 修などを急ピッチで進めていくも これから商品導入や事前研

たてNISA制度の概要・説明上 になっている事項を中心に、 留意点、アドバイスポイントに 本特別企画では、 いて整理してみたい 現時点で明確 つみ

0

度と比較すると分かりやす するためには、従来のNISA制 つみたてNI SAの概要を把握 **図**

つみたてNI

SAは、その名の

括投資はできない。積立購入のサ 軟に対応することが可能である。 ことができる制度。換言すれば一 投資対象商品は「公募株式投資 クルは毎月一定額の購入に限ら お客様のニーズに合わせて柔 非課税で積立投資を行う

TF)」とされている。 信託および上場株式投資信託(E 従来のN

> となる。 SAと違って上場株式は対象外

立・分散投資に適した一定の投資 つみたてNISAでは、 さらに、 長期投資が前提となる 長期の積

5%以下などの要件が定められて とするものは、売買手数料が無料 投資信託で、海外資産を投資対象 指定インデックス投資信託以外の 信託が投資対象となる。例えば、 いるのである (図表2)。 -ロード)、 信託報酬が1

うほぼすべての投資信託商品を投従来NISAが自行庫で取り扱

新発加美国

座開設受付開 始 SA

TOPIX

図表 1 「つみたてNISA」と「NISA」の違いと共通点 つみたてNISA **NISA** 一括・積立方式 投資方法 積立方式のみ 長期積立・分散投資に 投資信託・ETF 投資対象商品 適した一定の条件を 上場株式等 満たす投資信託・ETF 2023年まで 口座開設可能期間 2037年まで 非課税投資枠 年間40万円 年間120万円 非課税期間 購入してから最長20年間 購入してから最長5年間 開設できる口座数 一人につき1口座 日本国内に居住する20歳以上の者 いつでも可 配当金・分配金・譲渡益

課税期間となるため、 とされている。つまり、 現在から約40年後という息の長い 課税適用の終了年は2056年。 資した分は、そこから20年間の非 座開設可能期間も2037年まで 課税期間である。 の最終年度である2037年に投 すなわち2037年までが非 したがって、 最終的な非 口座開設

型は、そもそも政令で対象外とさ える。売れ筋商品である毎月分配 資対象としていることと比較する

投資期間となる。

相当に絞り込まれているとい

れている。

非課税投資枠と非課税期

税適用の終了年は2027年とさ 開設最終年度は2023年、 れている。 押さえておきたい ちなみに、従来NISAの口 非課

従来のNISAとの共通点

ここまで、 しながら、つみたてNI 従来NISAと比較

はない

投資枠は年間40万円。

従来NIS

みる。つみたてNISAの非課税 間および口座開設可能期間をみて

A (年間120万円) の3分の1

である。

SAの制度内容について の非課税枠に移すことは している投資信託等をこ なる。また、すでに保有 たときの利益が非課税と 分配金、最終的に売却し ⑦非課税期間中に生じる 潔にまとめてみる。 通事項も多い。 みてきたが、 両者には共 以下、 簡

018年はA銀行、 とができる。 で金融機関を変更するこ 限る。しかし、 金融機関は、各年一つに つまり、 1年単位 202 2

> 売却することができる。極端に 労非課税期間中に、

きない。 降に繰り越して使用することはで 額に対して3万円だけ投資したた 田その年に未使用だった非課税枠 め、残った10万円分)を、 (例えば、 年間40万円の投資上限 翌年以

損益通算は、 「50万円の利益から20万円の 一方で特定口座側で50万円の 課税が前提とされて ータルで30 つまり 場合

約はない。ただし、売却した金額 分だけ非課税枠が復活するわけで 3月に売却してしまうことにも制 えば、例えば1月に買付けして、 用も可能である。 年は再びA銀行: いつでも途中 0) な利

て、 座側で20万円の売却損失が生じ 損益通算を行うことはできない。 損失を差し引いて、 売却益が出たとする。この ができない。例えば、NISA口 ⑦課税される特定口座と損益通算 万円の利益」とすること、

利用資格 途中売却 非課税対象 ①非課税枠を開設できる できない。

19年はB証券、

るものだからだ。

いず

れも従来N

いる特定口座間において適用され

つみたてNISAであれば20年

(2018年) に投資した分は、

また、新制度の初年となる来年

0万円の差額が出るものと理解で

度設計のために、

総投資額に20

にわたって少額を投資し続ける制 年=800万円」となる。長期間 たてNISAは「年間40万円×20 万円」であることに対して、

近代セールス 2017・10月1日号